

学校法人東京家政学院ガバナンス・コードに係る遵守状況

項目		記載内容	遵守状況
ガバナンス・コードの実施状況			遵守
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	1-2 教育と研究の目的（東京家政学院大学の使命）	学院の目指す方向を明確にするとともに、教育研究の質を維持・向上させるために必要な経営資源を獲得し、適切に配分するために、中長期計画を策定し、それに基づいた運営を行います。	遵守
		中長期計画の進捗状況については、定期的に理事会及び評議員会に報告し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある運営に努めます。	遵守
		中長期計画の実現のためには、構成員全員がその内容を十分に理解するとともに、それぞれの業務において協働して取り組むことが不可欠であり、そのための能力開発及び相互尊重の場づくりを進めていきます。	遵守
		私立大学としての社会的責任を果たすために、自立的かつ持続可能な経営を維持・発展させることに努めるとともに、教育、研究、社会貢献及び経営の状況を適切に公表し、透明性を確保します。	遵守
		学生を最優先に考え、保護者、卒業生、地域及び関係機関・団体等との連携を確保し、これら幅広いステークホルダーの声を学院の諸活動及び経営に活かします。	遵守
		多様性の尊重と法令の遵守は、私立大学が社会に支持され続けるために不可欠な要素であり、本学院もこれらを重視した運営を行います。	遵守
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	2-1 理事会	意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。	遵守
		理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。 ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。	遵守
		理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。	遵守
		学長への権限委任 ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。 イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。 ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。	遵守
		実効性のある開催 ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。 イ 審議に必要な時間は十分に確保します。	遵守
		役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。	遵守
		役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。	遵守
		役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。	遵守
		理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできません。	遵守

項目		記載内容	遵守状況
第2章 安定性・継続性 (学校法人運営の基本)	2-2 理事	理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。	遵守
		理事長を補佐する理事として、常務理事またはそれに相当する常任の理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。	遵守
		理事長及び理事の解任については、寄附行為及び同施行細則に明確に定めます。	遵守
		理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。	遵守
		理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	遵守
		理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。	遵守
		学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	遵守
		複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。	遵守
		外部理事は、その知識・経験に基づき、理事会において多角的な視点から意見を述べるとともに、外部の視点から業務執行に対する助言を行います。	遵守
		外部理事に対しては、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後の支援を十分に行います。	遵守
	2-3 監事	監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。☑	遵守
		監事は、その責務を果たすため、学校法人東京家政学院監事監査規則に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。	遵守
		監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。	遵守
		監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	遵守
		監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	遵守
		監事の独立性を確保する観点重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。	遵守
		監事は2名置くこととします。	遵守
		監事による監査が適切に実施されるように、本学院は学校法人東京家政学院監事監査規則を制定しています。	遵守
		監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。	遵守
		監事は、学校法人東京家政学院監事監査規則に基づき監査を実施し、その結果を監査報告書にまとめ、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	遵守
		監事業務を支援するために監査室を置き、専任の職員を配置します。	遵守
		監査室においては、監事監査、会計監査、内部監査のいわゆる三様監査間で情報が共有されるよう、その連携支援に努めます。	遵守
		監事が業務遂行状況を把握できるよう、理事会開催の事前・事後の支援、必要な情報の提供など、十分な支援に努めます。	遵守
	2-4 評議員会	次に掲げる事項について、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。 ①予算、事業計画に関する事項 ②中期的な計画の策定 ③借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項 ④役員報酬に関する基準の策定 ⑤寄附行為の変更 ⑥合併 ⑦私立学校法第50条第1項第1号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第3号に掲げる事由による解散 ⑧収益を目的とする事業に関する重要事項 ⑨その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの	遵守
		評議員会においては、評議員が意見を述べやすく、またそれによって議論が活性化されるように、議事運営方法の工夫・改善に努めます。	遵守
		評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	遵守
		評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議を行います。	遵守
			遵守

項目		記載内容	遵守状況
第2章 安定性・継続性 (学校法人運営の基本)	2-5 評議員	評議員については、理事人数に対して十分な人数を選任します。	遵守
		評議員となる者は、次に掲げる者としています。	遵守
		ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	
		学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。	遵守
		評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。	遵守
		評議員が評議員会における意見表明を含めて、その役割を果たすために必要な情報の提供などの支援を十分に行うように努めます。	遵守
第3章 教学ガバナンス (権限・役割の明確化)	3-1 学長	学長は、東京家政学院大学学則第1条に掲げる「東京家政学院大学は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、知識の啓発、徳性の涵養、技術の錬磨の建学の精神を具現する高度の知識、技能を研究教授し、もってわが国文化の高揚発達に貢献する有為な女性を育成する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。	遵守
		学長は、理事会から委任された権限を行使します。	遵守
		学長は、所属教職員が、学長方針、中長期的な計画、学院の経営情報等を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	遵守
		大学に副学長を置き、学長が行う教学運営を補佐する体制を構築しています。具体的には、東京家政学院大学副学長の設置に関する規程において「副学長は、学長を助け、その命を受けて公務を掌る。」とし、その職務については東京家政学院大学学則第28条に定めています。	遵守
	3-2 教授会	学部長の役割については、東京家政学院大学学則第29条の2において「学部長は、学部に関する事項を掌理する。」としています。	遵守
		大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については東京家政学院大学学則第30条に定めています。 ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。	遵守
第4章 公共性・信頼性 (ステークホルダーとの関係)	4-1 学生に対して	学部ごとの3つの方針（ポリシー） ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）	遵守
		自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組みます。	遵守
		ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	遵守
		教育、研究、社会貢献という大学の活動に学生の声を活かすように努めます。	遵守
	4-2 教職員等に対して	実効性ある中長期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と職員がそれぞれの役割を踏まえつつ、連携・協力し合う教職協働を実現します。	遵守
		教員の教育研究能力の向上、教員間及び教員・職員間の連携による組織的な教育力の向上を促進するために、ファカルティ・ディベロップメント（FD）を計画的かつ組織的に推進します。	遵守
		教育・研究・社会貢献等の大学機能及び法人経営を担う教職員について、必要な知識・技能の習得、意識の醸成、マネジメント能力の養成等を促すために、スタッフ・ディベロップメント（SD）を計画的かつ組織的に推進します。	遵守
	4-3 社会に対して	法律の定めに従って7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受審するとともに、その結果に教学及び経営に活かして、教育・研究水準の向上及び経営基盤の強化に努めます。	遵守
		自己点検・評価システムを構築し、自律的に教育・研究水準の向上のための改善活動が推進され、本学の教育研究活動に対する社会の信頼が一層高まるように内部質保証体制を確立する。	遵守
		認証評価及び自己点検・評価結果は、ウェブサイト等を通じて広く学外に公開します。	遵守
		本学院が有する多様な資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の成果を社会に還元することに努めます。	遵守
		産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすように努めます。	遵守
		時代の要請に応じたりカレント教育及び生涯学習の場の提供に努めます。	遵守
		大規模災害への対応として、地域社会と協力して減災活動に取り組みます。	遵守
		環境問題をはじめとする地域・社会・世界の持続可能性の確保に係る課題を絶えず意識し、これらを意識した教育、研究、社会貢献の推進に努めます。	遵守

項目		記載内容	遵守状況
第4章 公共性・信頼性 (ステークホルダーとの関係)	4-4 危機管理及び法令遵守	危機に適切に対応できる体制・システムの整備に努めます。	遵守
		学生・生徒が安心して学べる環境、教職員が安心して働ける職場であり続けることを目指して、様々な災害及びリスクから学院を守るための取組を推進します。	遵守
		全ての構成員が、法令及び寄附行為をはじめとする学院規則を遵守するように、研修をはじめとする法令遵守のための組織的取組を進めます。	遵守 ※
		法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談を受け付ける窓口を常時開設するとともに、通報者の保護を図ります。	遵守
第5章 透明性の確保 (情報公開)	5-1 情報公開の充実	教育・研究に資する情報公表 ア 大学の教育研究上の目的 イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） オ 教育研究上の基本組織 カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 サ 授業料、入学金等の大学が徴収する費用 シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ス 学生が修得すべき知識及び能力	遵守
		学校法人に関する情報公表 ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書 イ 寄附行為 ウ 監事の監査報告書 エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く） オ 役員報酬に関する基準 カ 事業報告書	遵守
		法令上公表が求められていない事項であっても、自らの判断により積極的に情報を公開することに努めます。	遵守
		情報公開にあたってはウェブサイトを最大限に活用するとともに、其他媒体など情報の効果的発信に努めます。また、上記の学校法人に関する情報については、関係書類を備え置き、請求があれば閲覧に供します。	遵守
		公開に当たっては、情報の受け手の視点に立った分かりやすい説明となるように、説明方法の工夫・改善に努めます。	遵守

※ 全体を網羅するコンプライアンス研修は行っていないが、ハラスメントなど特に注意喚起すべき事項については重点的に研修を行っている。